

■ 販路開拓等分野

補助対象事業

産業廃棄物の 3 R その他の資源循環に資する次の製品等の販路開拓等を行う事業

1. リサイクル製品

産業廃棄物を原材料として製造された製品

例) 食品残さを原材料とした飼料、破碎チップ 等

2. 発生抑制の促進に資する製品（減量化、軽量化、長寿命化製品等）

従来品よりも少ない原材料で製造され、減量・軽量化された製品、従来品より長寿命化された製品等産業廃棄物の発生抑制に資する製品

例) 小型蓄電池、長寿命の建設資材、長寿命化蓄電池 等

3. 3 R を促進するシステム等

産業廃棄物の 3 R を促進するシステム及びソフトウェア

例) 産業廃棄物の排出情報を管理し、発生抑制に寄与するシステム 等

4. 3 R に資する機械・設備

発生抑制又は再資源化に優れた効果が期待される産業廃棄物を処理する機械・設備

例) 脱水機、選別装置、廃油を燃料化する施設 等

補助対象経費

1. 旅費及び交通費

補助事業を行うために必要な旅費（例えば展示会への出展に係るもの等）

2. 広告宣伝費

広告料、パンフレット、リーフレット及びホームページの作成等に必要な経費

3. 委託費

市場調査又は成分分析等に必要な経費

4. 展示会出展料

展示会等の会場費・出展料、機械装置・工具器具、備品の借上費（リース・割賦契約を除く。）

注意事項 （次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。）

- ・ 補助事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入経費
- ・ 補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- ・ 補助事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 廃棄物処理法その他法令の許可取得に要する費用
- ・ その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行う必要があります。

補助率

補助対象経費の1/2以内（プラスチック代替製品に係るものについては2/3以内）

補助金額

1件当たり200千円以上1,000千円（総額）以内

（プラスチック代替製品に係るものについては200千円以上1,500千円以内）

※ 補助金額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額（上限額）よりも下回る場合があります。

計画事業期間

採択年度内（単年度）

提出書類 （計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <https://www.kyoto-3rbiz.org/> ）

販路開拓等分野計画書 （様式1～6・その他関係書類） **1部**

様式1 販路開拓等分野計画書

様式5 事業年次計画

様式2 販路開拓等分野計画総括表

様式6 事業費内訳

様式3 事業者の概要（応募者）

【その他関係書類】

様式4 事業計画説明書

・誓約書

添付資料

応募者

■法人	■個人
・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近2年間の決算書 （貸借対照表・損益計算書） ・直近の府税納税証明書	・住民票の写し（原本） ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近2年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書
・当該製品等の概要がわかるもの ・当該製品等に係る過去の販売実績	

審査基準

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 産業廃棄物の3Rを促進する効果 | ・対象とする当該製品等の販売による産業廃棄物の発生抑制又は再資源効果 |
| 2. 資源化効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該製品等の先進性等 ・当該製品等の機能・性能・技術・安全性、先進性、市場性等 |
| 3. 販路開拓等の妥当性 | ・市場規模、顧客ニーズ、生産量等を踏まえた効果的な計画 |
| 4. 事業遂行体制 | ・事業を遂行するための組織体制、スケジュール、資金計画 |